

December 2006

電気通信事業参入マニュアル

*Manual for Market Entry into Japanese
Telecommunications Business*

総 務 省

Ministry of Internal Affairs and Communications(MIC)
Japan

電気通信事業参入マニュアル 目次

はじめに.....	1
〔概要〕	
・電気通信事業制度の概要.....	2
1．電気通信事業関係法令の概要.....	2
2．電気通信事業開始のためのプロセス.....	2
〔電気通信事業参入関係〕	
・電気通信事業の手続.....	4
1．電気通信事業の登録.....	4
1．登録の手続.....	4
2．審査・登録.....	5
2．電気通信事業の届出.....	5
3．電気通信事業の認定.....	6
1．認定の手続.....	6
2．審査.....	7
3．事業開始の義務.....	8
4．登録・届出と認定の関係.....	8
・無線局免許等.....	9
1．無線局免許等の手続.....	9
2．審査.....	9
3．特定無線設備の技術基準適合証明等.....	11
・基礎的電気通信役務に関する契約約款.....	15
1．基礎的電気通信役務に関する契約約款の設定又は変更の届出.....	15
2．基礎的電気通信役務に関する契約約款の掲示.....	16
・業務協定.....	16
1．業務協定認可の手続.....	16
2．審査.....	17
・技術基準等.....	17
1．事業用電気通信設備の自己確認.....	17
2．事業用電気通信設備の管理規程.....	18
3．電気通信主任技術者の選任及び解任.....	19
4．端末設備等の接続の技術的条件.....	20
1．技術的条件の認可の手続.....	21
2．審査.....	21
・電気通信番号指定の申請.....	21
1．電気通信番号の指定の手続.....	21
2．審査.....	22
・消費者保護ルールの遵守.....	23
1．事業の休廃止に係る周知.....	23
2．提供条件の説明.....	23
3．苦情等の処理.....	24

はじめに

我が国は、昭和六十年四月、電気通信市場の全分野に競争原理を導入するとともに日本電信電話公社を民営化して以来、新たに市場に参入した電気通信事業者は現在までに一万四千者を超えている。また、平成六年十月、行政手続法の施行に併せて、電気通信事業に係る許認可の審査基準及び標準処理期間を策定、公表したところである。

本冊子は、こうした状況を踏まえ、日本の規制制度の透明性をより一層高める観点から、平成八年三月三十一日に閣議決定された「規制緩和推進計画」を踏まえて、日本の電気通信事業に参入する場合に必要なとされる手続の概要をまとめたものであるが、平成十六年四月一日より施行された改正電気通信事業法により、これまでの第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業という事業区分が廃止されたことに伴い、大幅に変更された電気通信事業の参入手続、提出書類及び関係法令の整理を行ったものである。

参考資料として電気通信事業法等関係法令の抜粋を添付しているが、電気通信事業法、電波法及び関連審査基準は別に英語仮訳が総務省により作成されており、電気通信事業法及び電波法については、インターネットにて閲覧可能となっているので、詳細はそちらを参照していただきたい。

総務省は、日本の電気通信市場の現状や政策動向については積極的に英文による情報提供を行ってきている。総務省の政策動向を紹介する電子メール・ニュースレター“MIC Communications News”（隔週発行）を発行するほか、インターネットによる情報提供も行っている（<http://www.soumu.go.jp/>）。また、電気通信事業者のネットワークの構築に係る制度・実例等についての理解の促進を図るため、『電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル』を作成し、平成十一年十二月より公表している。

本冊子が日本の電気通信制度の理解をより一層助けるものとなることを期待している。

〔概要〕

・電気通信事業制度の概要

1．電気通信事業関係法令の概要

1) 電気通信事業法

昭和六十年四月、電気通信市場の全分野に競争原理を導入したのに伴い、電気通信事業を規律する法律として施行された。

電気通信事業法においては、電気通信事業への参入・退出、電気通信設備、土地等の使用等についての規律が定められている。

2) 電波法

電気通信事業者が無線設備を用いたネットワークを構築する場合、上記1)の電気通信事業法による規律のほか、電波法に定める無線局の免許、無線設備、無線従事者、無線局の運用等についての規律に従うことが必要である。

2．電気通信事業開始のためのプロセス

電気通信事業を開始するに当たり、大規模な電気通信回線設備を設置する者については、総務大臣の登録を受ける必要があり、電気通信回線設備の設置が小規模にとどまる者及び電気通信回線設備を設置しない者については、総務大臣に届出を行う必要がある。

なお、参入手続について登録・届出のいずれの手続になるかは、以下の基準によるものである。

)設置する電気通信回線設備について、以下の2つの要件を満たす事業を営む者は「届出」を要する。

a) 端末系伝送路設備が一の市町村(特別区及び政令指定都市にあっては、区とする。)の区域に留まること。

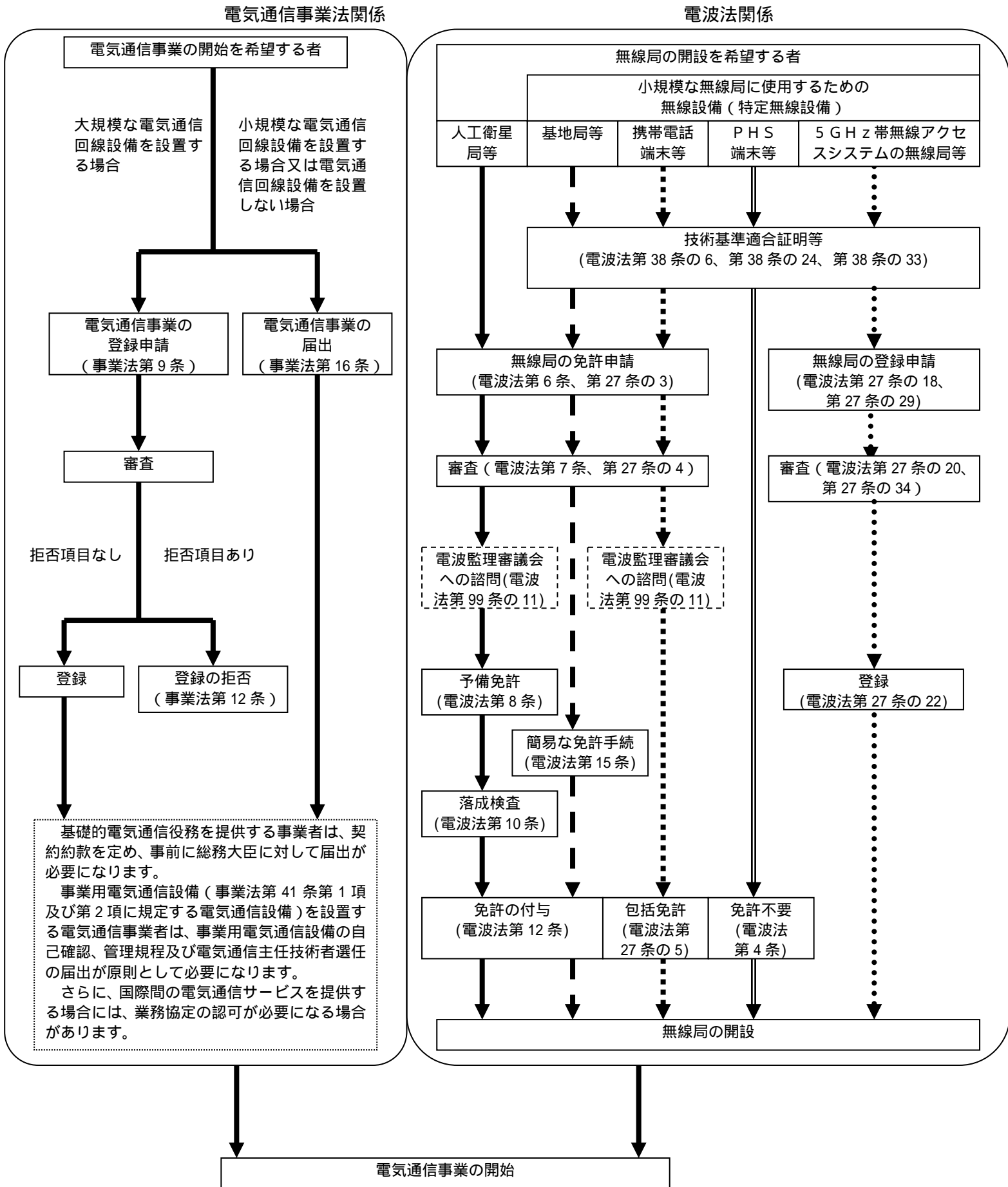
b) 中継系伝送路設備が一の都道府県の区域に留まること。

)上記の要件のいずれかを超える回線設備を設置して事業を営む者は「登録」を要する。

電気通信事業を始めるに当たっては、図1に掲げる手順により手続を行うことが必要である(電波法関係の手続は、無線通信により電気通信事業を行う場合に限る。)

また、電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち、線路敷設を行うための土地の使用権等(いわゆる公益事業特権)を希望する者は、登録又は届出といった電気通信事業への参入手続とは別に、総務大臣の認定を受けることにより、その電気通信事業の全部又は一部について、公益事業特権の付与を受けることができる。

図1 電気通信事業開始手続



・電気通信事業の手続

1．電気通信事業の登録

電気通信事業法

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

（総務省令：電気通信事業法施行規則第三条）

第十条 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 業務区域

三 電気通信設備の概要

2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（総務省令：電気通信事業法施行規則第四条）

1．登録の手続

電気通信事業の登録を受けるに当たっては、次の書類を提出する必要がある。

1) 申請書（様式第一）

（記載事項は次のとおり）

）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

）業務区域

）電気通信設備の概要

2) 添付書類

）登録の欠格事由に該当しないことを示す書類（様式第二）

）ネットワーク構成図（様式第三）

）提供する電気通信役務に関する書類（様式第四）

）申請者が行う電気通信事業以外の事業の概要

）申請者が既存の法人であるときは、

・定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

・役員又は社員の名簿及び履歴書

）申請者が法人を設立しようとする者であるときは、

・定款又は寄附行為の謄本

・発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

）申請者が) に掲げるもの以外の団体であるときは、

・定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

・役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

-) 申請者が個人であるときは、
 - ・ 氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - ・ 履歴書

2. 審査・登録

総務大臣は、電気通信事業の登録申請に対して、電気通信事業法第十二条の各号により登録を拒否する場合を除き、次の事項を電気通信事業者登録簿に登録する。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 業務区域
- ・ 電気通信設備の概要
- ・ 登録年月日及び登録番号

1) 欠格事由

次のいずれかに該当する者に対しては、登録を拒否する。

-) 電気通信事業法又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることができなくなった日から二年を経過しない者
 -) 電気通信事業の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 -) 法人又は団体であって、その役員のうち()又は()に該当する者があるもの
 -) その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者
- なお、総務大臣は、上記により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知する。

2) 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁の事務所に到着してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間のことをいう。電気通信事業の登録の標準処理期間は原則十五日程度である。

2. 電気通信事業の届出

電気通信事業法

第十六条 電気通信事業を営もうとする者(第九条の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
(総務省令：電気通信事業法施行規則第九条)

総務大臣に電気通信事業を営む旨の届出を行うに当たっては、次の書類を提出する必要がある。なお、届出は地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所(以下「総合通信局等」という。)で受け付けている。

1) 届出書(様式第八)

(記載事項は次のとおり)

-) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
-) 業務区域
-) 電気通信設備の概要(事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

2) 添付書類

-) ネットワーク構成図(様式第三)
-) 提供する電気通信役務に関する書類(様式第四)

-) 申請者が既存の法人であるときは、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
-) 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、
 - ・ 定款又は寄附行為の謄本
 - ・ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
-) 申請者が) に掲げるもの以外の団体であるときは、
 - ・ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ・ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
-) 申請者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

3. 電気通信事業の認定

電気通信事業法

第百七十七条 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る電気通信事業の業務区域
- 三 申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(次節：電気通信事業法第三章第二節、総務省令：電気通信事業法施行規則第四十条の九、第四十条の十)

1. 認定の手続

電気通信事業を営むに際し、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けるに当たっては、次の書類を提出する必要がある。

1) 申請書(既に登録を受けている場合、又は登録の申請若しくは届出を行っている場合は様式第三十八の四又は様式第三十八の八を、まだ、登録を受けていない場合、又は登録の申請若しくは届出を行っていない場合は様式第三十八の五又は様式第三十八の九を用いること。)

(記載事項は次のとおり)

-) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
-) 申請に係る電気通信事業の業務区域
-) 申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要

2) 添付書類

-) 事業計画書(様式第三十八の六又は様式第三十八の十)
-) 事業開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における事業収支見積書(様式第三十八の七又は様式第三十八の十一)
-) 事業開始予定年月日の根拠を示す書類
-) 主たる技術者に関する書類(電気通信主任技術者である場合は、氏名並びに資格者証の種類及び番号を記載したもの。そうでない場合は履歴書)
-) 申請者が既存の法人であるときは、

- ・役員又は社員の名簿及び履歴書（既に登録を受けている場合又は登録の申請をしている場合を除く。）
 - ・最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ）申請者が法人を設立しようとする者であるときは、
- ・発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書（既に登録を受けている場合又は登録の申請をしている場合を除く。）
 - ・株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
- ）申請者が（ ）に掲げるもの以外の団体であるときは、
- ・役員の履歴書（既に登録を受けている場合又は登録の申請をしている場合を除く。）
 - ・団体の財産の状況を記載した書類
- ）申請者が個人であるときは、
- ・履歴書（既に登録を受けている場合又は登録の申請をしている場合を除く。）
 - ・資産目録
- ）申請者が地方公共団体であるときは、電気通信事業を営むことについての議会の会議録の写し
- ）認定の欠格事由に該当しないことを示す書類（様式第二。ただし、既に登録を受けている場合又は登録の申請をしている場合を除く。）
- ）電気通信設備の設置について行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
- ）電気通信設備の構成並びに他の電気通信事業者及び利用者の電気通信設備との接続の構成を示した図その他の書類であつて、認定の申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備と認定の申請に係らない電気通信事業の用に供する電気通信設備との間で、これらの電気通信設備が直接又は他の電気通信事業者の電気通信設備を介して接続することによる通信のそ通がないことを確認できるもの（一部認定の申請の場合に限る。）

2. 審査

総務大臣は、電気通信事業の全部又は一部の認定の申請に対して、電気通信事業法第百十九条の各号により審査を行い、適合していると認められるときは、電気通信事業の全部又は一部の認定を行う。各号の審査基準は以下に記してある。

1) 審査基準

- ）申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- ）申請に係る電気通信事業の計画が確実かつ合理的であること。
- ）申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしていること。

2) 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁の事務所に到着してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間のことをいう。電気通信事業の認定の申請の標準処理期間は一月である。

3) 欠格事由

次のいずれかに該当する者に対しては、認定を与えることはできない。

- ）電気通信事業法又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執

- 行を終わり、又はその執行を受けることができなくなった日から二年を経過しない者
-) 電気通信事業の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
-) 法人又は団体であって、その役員のうち()又は()に該当する者があるもの

3. 事業開始の義務

2.により、電気通信事業の認定を受けた者は、指定された期間内に事業を開始しなければならない。ただし、正当な理由があると認められるときは、様式第三十八の十二により、その期間の延長を行う。

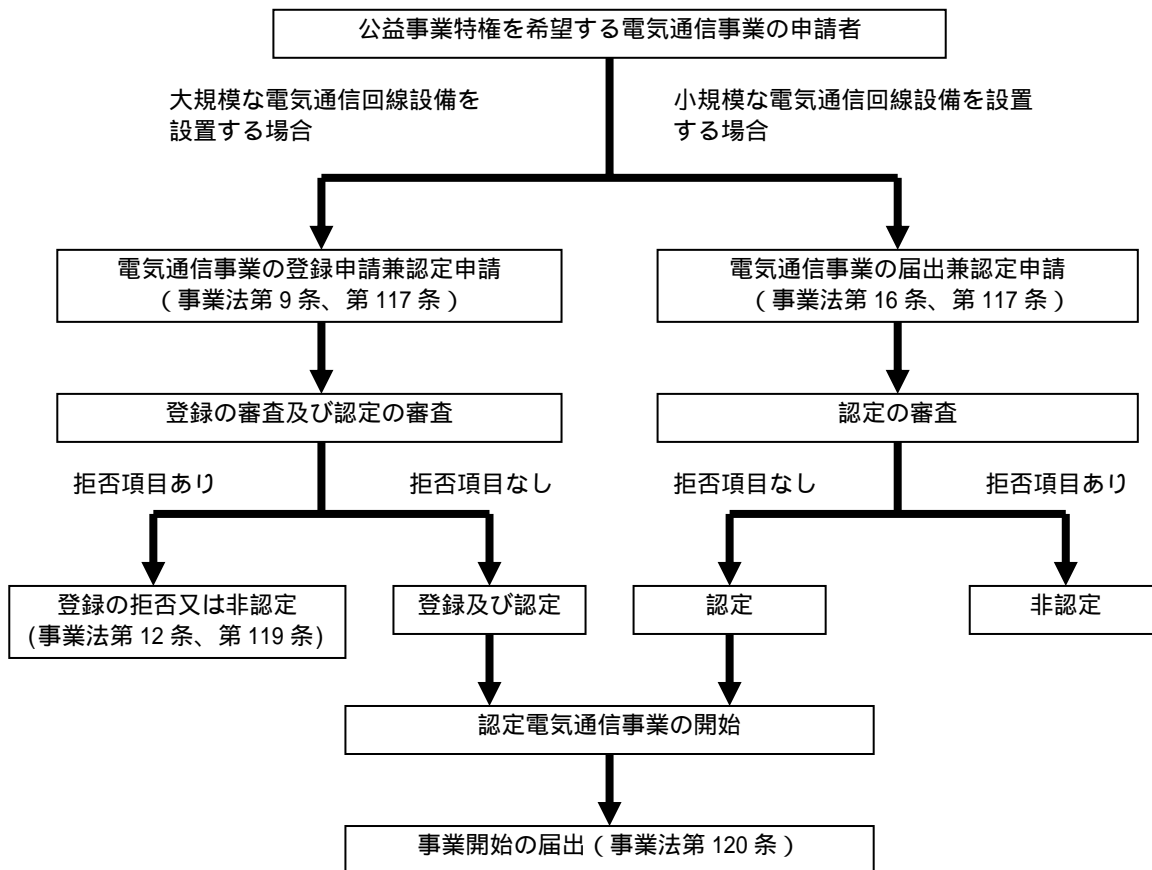
なお、事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることとなっている(様式第三十八の十三)。

4. 登録・届出と認定の関係

改正前の電気通信事業法では、一種事業の許可を受けた電気通信事業者には自動的に線路敷設を行うための土地等の使用権等いわゆる公益事業特権が認められていた。しかしながら、参入の許可制を廃止したことにより、簡易な手続を経るのみで電気通信事業を開始できることとなったため、公益事業特権の利用を希望する場合には、電気通信事業への参入手続(登録又は届出)とは別に、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる制度を創設したものである。

なお、認定の申請は登録の申請又は届出の際に同時に申請することができるが(図2参照)、既に登録又は届出を済ませた事業について、後から認定の申請を行うことも可能である。

図2 登録・届出と認定の手続(同時申請の場合)



電波法

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

(略)

1. 無線局免許等の手続

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

また、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局の場合、免許等を受ける主体は、電気通信事業者である必要がある。

無線局の開設とは、無線設備を設置し、それを操作する者が電波を発射できる状態にし、無線局を構成することをいう。

無線局の免許申請に当たっては、次の書類を提出する必要がある。

-) 無線局免許申請書
-) 添付書類
 - ・無線局事項書及び工事設計書

また、特定無線局について免許の特例（包括免許制度）が設けられており、申請にあたっては次の書類を提出する必要がある。

-) 特定無線局免許申請書
-) 添付書類
 - ・特定無線局の無線事項書及び工事設計書

おって、電波法第六条第七項に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）にあつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならないとされている。

一方、PHS 端末やコードレス電話など空中線電力が小さい無線設備を使用する無線局については、技術基準適合証明の取得等を条件として、免許を要しないこととされているほか、5GHz 帯無線アクセスシステムの無線局等総務省令で定めるものを対象とした無線局の登録制度が設けられている。当該無線局は、登録を受けることにより、落成検査等を受けることなく開設することができ、申請に当たっては、次の書類を提出する必要がある。

-) 無線局登録申請書
-) 添付書類
 - ・開設の目的その他総務省令で定める事項（無線局の種別、登録の有効期間等）を記載した書類

なお、登録を受けなければならない無線局を定められた区域内に二以上開設する場合、同一の周波数及び規格である限り、無線局を包括して登録することができる（包括登録制度）。

2. 審査

1) 予備免許

総務大臣は、無線局の免許申請に対し、欠格事由に係る審査のほか、

-) 工事設計が電波法に定める技術基準に適合すること
-) 周波数の割当てが可能であること
-) 総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること

について審査を行い、その結果、申請書の内容がこれらすべての事項に適合していると判断した場合、予備免許を与える。

なお、新規事業者が開設する電気通信事業用の無線局が、電波監理上重要かつ異例なものと認められる場合は、電波監理審議会への諮問を経て予備免許を与えることがある。

また、電波法第六条第七項に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であって総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、あらかじめ「規制の制定又は改廃に係る意見提出手続」（平成十一年三月二十三日閣議決定）に基づくパブリックコメント手続を経て総務大臣が公示する審査基準に基づき、関係法令に従って審査を行い、申請が当該審査基準の要件を満たしていると認められるときに予備免許を付与する。

2) 標準処理期間

無線局の種別等により異なるが、例えば、基地局、陸上移動局の免許申請については、原則としてそれぞれ一・五か月、一か月、登録申請については、0.5か月程度で処理する。

3) 欠格事由

原則として、外国性のある者には免許を与えないが、

-) 実験無線局、特定の船舶無線局、特定の航空機無線局、アマチュア無線局
-) 大使館等の公用に供する固定無線局（相互主義に基づく）
-) 陸上を移動する無線局、携帯して使用する無線局及びこれらの無線局等と通信を行う陸上に開設する無線局
-) 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

等については適用除外としている。

また、電波法や放送法に規定する罪を犯し罰せられた人、免許の取消処分を受けた人などは、二年間は免許が受けられないことがある。

4) 落成後の検査

予備免許を受けた者は、工事落成後に無線設備及び無線従事者等の検査を受け、検査に合格した場合は免許が付与される。

ただし、無線設備等の点検の事業を行うことについて、総務大臣の登録を受けた登録点検事業者（登録外国点検事業者を含む。以下同じ。）により行われる点検の結果を記載した書類が提出された場合は、総務大臣は検査の一部を省略することができる制度（登録点検事業者制度）が実施されている。

総合通信局等では登録点検事業者の登録を行っており、その台帳が閲覧できる。（詳しくは各総合通信局等にお尋ね下さい。）また、登録簿を元に作成した登録点検事業者リストをインターネットで検索することができる。

（アドレス：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/check/look.htm>）

【登録点検事業者台帳閲覧場所】

1. 全国一括で登録を受けている事業者の場合
 - ・本社等のある地区を管轄する総合通信局等
2. 支社・事業所ごとに登録を受けている事業者の場合
 - ・支社・事業所のある地区を管轄する総合通信局等
3. 登録外国点検事業者（＝外国において無線設備等の点検を行う事業者）の場合
 - ・関東総合通信局

【総合通信局等の管轄する地域】

北海道総合通信局（北海道）
東北総合通信局（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
関東総合通信局（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
信越総合通信局（新潟県、長野県）
北陸総合通信局（富山県、石川県、福井県）

東海総合通信局（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
近畿総合通信局（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
中国総合通信局（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
四国総合通信局（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
九州総合通信局（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
沖縄総合通信事務所（沖縄県）

5) 簡易な免許手続等

空中線電力が一定の値以下の携帯電話基地局などの無線設備を使用する無線局については、登録証明機関の行う技術基準適合証明の取得等を条件として、「予備免許」及び「落成後の検査」を省略する簡易な手続により免許を受けることができる。

6) 登録

申請者は、規定により登録が拒否される場合を除き、登録を受けることができる。

なお、登録が拒否される場合とは、

-) 無線設備の設置場所等が定められた区域以外である
-) 申請書等の記載に虚偽や不備がある
-) 電波の適正な利用を阻害するおそれがあると認められる

場合等が該当する。

7) その他必要な手続

) 国際電気通信連合（ITU）業務規則無線通信規則（RR）に定める手続

衛星通信網を構築し運用する場合には、国際電気通信連合業務規則無線通信規則（RR）に規定する国際調整及び通告手続が必要とされている。

人工衛星局・地球局の免許申請の際は、関係する主管庁の計画又は運用されている衛星通信網との国際調整状況について確認している。

なお、申請する地球局の調整区域に他の主管庁の領土が含まれる場合は、その主管庁との調整が必要となる。

) 無線従事者資格

無線局の無線設備の操作は、原則として、無線従事者、又は主任無線従事者の監督を受けている者でなければ行ってはならない。

a) 無線従事者免許取得の手続

国家試験合格
養成課程修了 } 等 免許申請 免許

b) 免許申請に必要な書類

- ・ 申請書
- ・ 氏名及び生年月日を証する書類
- ・ 診断書（注）
- ・ 写真 等

（注）視聴覚障害者等であって特に必要と認められる場合に限る。

3. 特定無線設備の技術基準適合証明等

1) 概要

-) 携帯電話端末、コードレス電話端末等の「特定無線設備」(小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの)が電波法に定める技術基準に適合していることを確認する制度。
-) 技術基準適合証明等を経て、総務省令で定める表示を付された特定無線設備については、無線局の簡易な免許手続が可能となることや免許が不要となる等のメリットがある。(2.の「5) 簡易な免許手続等」を参照)

2) 技術基準適合証明等の手続

) 技術基準適合証明及び工事設計認証

製造業者等は、個々の特定無線設備又は特定無線設備の工事設計(タイプ)ごとに登録証明機関の審査を受けその証明又は認証を受けることにより、登録証明機関又は当該製造業者等が、総務省令で定める表示を特定無線設備に付することができる。

) 技術基準適合自己確認

特別特定無線設備(特定無線設備のうち、混信等の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令に定めるもの)については、製造業者等は、工事設計(タイプ)ごとに自ら検証を行い、総務大臣に届出を行うことにより、総務省令で定める表示を特別特定無線設備に付することができる。

3) 登録証明機関(2006年9月現在)

・電波法第38条の2第1項のすべての事業

(財)テレコムエンジニアリングセンター

Tel.:03-3799-9033 <http://www.telec.or.jp/>

(株)ディーエスピーリサーチ

Tel.:06-6369-0688 <http://www.dspr.co.jp/>

テュフ・ラインランド・ジャパン(株)

Tel.: 045-914-0239 <http://www.jpn.tuv.com/>

・電波法第38条の2第1項第1号の事業

(株)ケミトックス

Tel.:03-3727-7111 <http://www.chemitox-emc.co.jp/>

(株)アールエフ・テクノロジー

Tel.: 045-534-0645 <http://www.rft.jp>

(株)ユーエル エーペックス

Tel.: 0596-24-8116 <http://www.ulapex.jp>

(株)コスモス・コーポレイション

Tel.: 0596-63-0707 <http://www.safetyweb.co.jp>

SGSジャパン(株)

Tel.: 045-330-1103 <http://www.jp.sgs.com>

・電波法第38条の2第1項第3号の事業

(財)日本アマチュア無線振興協会

Tel.: 03-3910-7241 <http://www.jard.or.jp>

4) 欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認による特例措置

「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」(以下「日欧協定」という。)が平成十四年一月

一日に発効したのに合わせて、その実施のための「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律」が施行された。

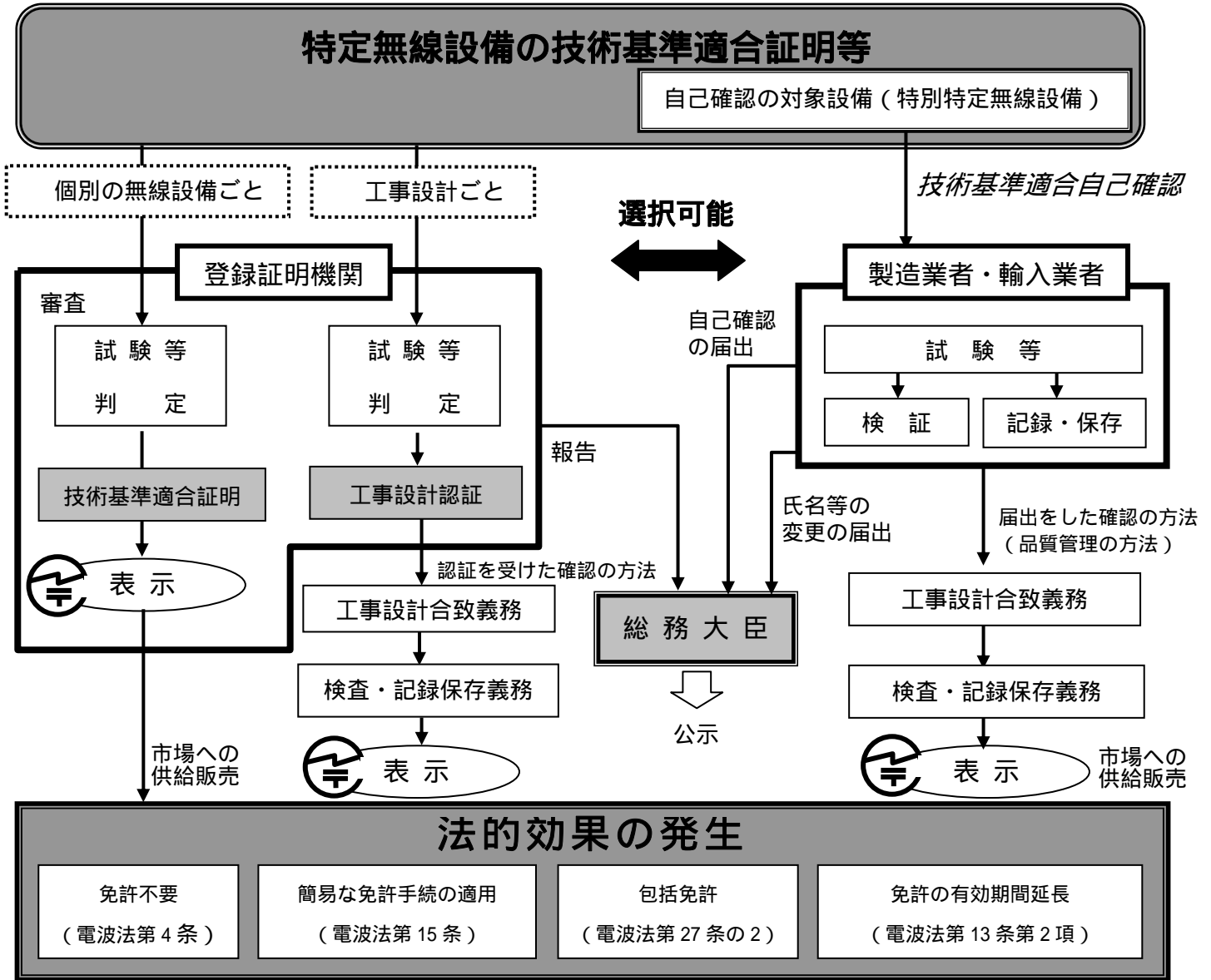
また、相互承認を含む「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(以下「日シ協定」という。)が平成十四年十一月三十日に発効したのに合わせて、シンガポール共和国との相互承認に必要な措置を盛り込むため、「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。(改正後の法律名は「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」。以下この4)において「法」という。)

法第三十三条には電波法の特例が定められ、

-) 日欧協定及び日シ協定上登録を受けた欧州共同体及びシンガポール共和国の適合性評価機関(登録外国適合性評価機関)が技術基準に適合した旨の証明をした特定無線設備
-) 登録外国適合性評価機関が技術基準に適合するものとして認証をした工事設計に基づく特定無線設備

であって、総務省令で定める表示が付されているものは、電波法に定める適合表示無線設備とみなされる。

電波法の登録証明機関制度及び自己確認制度のフローチャート



・基礎的電気通信役務に関する契約約款

1. 基礎的電気通信役務に関する契約約款の設定又は変更の届出

電気通信事業法

第十九条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。

二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

（総務省令：電気通信事業法施行規則第十五条、第十六条）

1) 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、基礎的電気通信役務に関する提供条件について契約約款を設定又は変更する場合は、その実施の日の七日前までに総務大臣に届け出なければならない。

2) 当該約款を設定又は変更しようとする場合には、電気通信事業法施行規則様式第十三に示す届出書に、実施期日を記載して提出する必要がある。届出にあたっては、契約約款の案又は契約約款の新旧対照の添付が必要である。なお、添付する契約約款には、電気通信事業法施行規則第十六条第一号に定める事項について明確に記載されていることが必要である。

）電気通信役務の名称及び内容

）電気通信役務に関する料金（手数料その他これに類する料金を除く。）

）電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項

）電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法

）電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項

）重要通信の取扱方法

）電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

）前各号に掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件に関する事項があるときは、その事項

）有効期間を定めるときは、その期間

3) 届出の受付機関は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課である。

4) 総務大臣は、届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることがある。

- ）料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。
 - ）電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。
 - ）電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。
 - ）特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
 - ）重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。
 - ）他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。
- 5) 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、原則、届け出た契約約款によらなければ基礎的電気通信役務を提供してはならない。

2. 基礎的電気通信役務に関する契約約款の掲示

電気通信事業法

第二十三条 基礎的電気通信役務、指定電気通信役務又は特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第十九条第一項又は第二十条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た契約約款（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。）又は第二十一条第二項の規定により認可を受けた料金を、総務省令で定めるところにより、公表するとともに、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

2 前項の規定は、第十九条第一項又は第二十条第一項の総務省令で定める事項に係る提供条件について準用する。

（総務省令：電気通信事業法施行規則第二十二条の二）

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、基礎的電気通信役務に関する契約約款をその実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店）に掲示するとともに、インターネットを使って公表することが必要である。

. 業務協定

電気通信事業法

第四十条 電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であつて総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

（総務省令：電気通信事業法施行規則第二十六条）

1. 業務協定認可の手続

電気通信事業者は、外国政府等との間に電気通信業務に関する協定等を締結、変更、又は廃止しようとするときには、総務大臣の認可を受けなければならない。

業務協定の認可申請に当たっては、様式第二十の申請書と次の書類（原文が外国語の場合は、日本語訳を含む。）の提出が必要である。

- ・協定書又は契約書の写し
- ・協定の実施方法の細目を記載した書類
- ・変更の認可申請の場合は、協定等の新旧を対照した書類

2. 審査

総務大臣は、業務協定の認可申請に対して、次の基準により、審査を行い、適合していると認められるときは、業務協定の認可を与える。

1) 審査基準

-) 外国政府等が、協定等の締結先として適した者であること。
-) 申請者が協定等を締結する事業者が世界貿易機関加盟国以外の国の事業者である場合は、当事者が取得し又は負担すべき金額（以下「計算料金」という。）及び取り扱う通信量の割合については、次のアからウまでの方式（以下「統一計算料金方式」という。）に適合したものであること。ただし、第三國中継回線による場合はウの方式は適用しないものとする。
 - ア) 計算料金及び支払通貨への換算方法が本邦の他の事業者と締結している協定等と同一であること。ただし、関係事業者間において同一内容への改定が予定されている場合はこの限りでない。
 - イ) 計算料金の分収が両端国で均等であること。
 - ウ) 両端国間において、申請者から協定等を締結する事業者へ発信する通信量の当該事業者に着信する通信量の総量に占める割合が、当該事業者から申請者へ発信する通信量の当該事業者から発信する通信量の総量に占める割合に見合うものであること。
-) 世界貿易機関加盟国以外の国の事業者との協定等においては、統一計算料金方式を協定等を締結する相手国の事業者に通知し、それを当事者間の合意の前提とするものであること。
-) 当事者間の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
-) 当事者が当事者以外の者との間で締結している協定等と比べて、不当な差別的取扱いをするものではないこと。
-) 通信の安全性及び信頼性が確保されていること。
-) 条約その他の国際約束により課せられた義務を誠実に履行していること。
-) その他協定等の内容が、電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等、公共の利益の増進を阻害するものでないこと。

2) 標準処理期間

三十日

・技術基準等

1. 事業用電気通信設備の自己確認

電気通信事業法

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項に規定する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

3 前二項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
- 三 通信の秘密が侵されないようにすること。
- 四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- 五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(総務省令：事業用電気通信設備規則)

第四十二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、前条第一項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備（総務省令で定めるものを除く。）が、同項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

- 2 前項の規定は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が第十条第一項第三号又は第十六条第一項第三号の事項を変更しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該電気通信設備」とあるのは、「当該変更後の前条第一項に規定する電気通信設備」と読み替えるものとする。
- 3 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により確認した場合には、同項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 前三項の規定は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が前条第二項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとする場合について準用する。この場合において、第二項中「前条第一項」とあるのは、「前条第二項」と読み替えるものとする。

(総務省令：電気通信事業法施行規則第二十七条の四、第二十七条の五)

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者及び基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その事業の用に供する電気通信設備について、その使用の開始前に、当該電気通信設備が技術基準に適合していることを自ら確認し、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

届出に当たっては、様式第二十の二の届出書に電気通信事業法施行規則第二十七条の五各号に定められた書類（設備の接続構成図・説明書等）を添付して提出しなければならない。

2. 事業用電気通信設備の管理規程

電気通信事業法

第四十四条 電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、総務省令で定めるところにより、第四十一条第一項又は第二項に規定する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(総務省令：電気通信事業法施行規則第二十八条、第二十九条)

1) 管理規程届出の手續

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業の開始前に、電気通信事業法第四十四条に基づく「事業用電気通信設備の管理規程（以下「管理規程」という。）」を作成し、総務大臣に届け出なければならない。（届出窓口は、総合通信局等）

地方総合通信局長等は、当該届出書の記載事項に不備がないと認められる場合、管理規程届出書を受理する。

) 必要書類

電気通信事業法施行規則第二十八条に定められた次の種類

- ・ 管理規程届出書（様式第二十一）
- ・ 管理規程

) 管理規程の記載事項

- ・ 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- ・ 電気通信主任技術者が疾病、事故その他の事由によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
- ・ 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事する者に対する教育に関すること。
- ・ 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。
- ・ 事業用電気通信設備の運転又は操作に関すること。
- ・ 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。
- ・ 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の報告、記録及び措置に関すること。
- ・ 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
- ・ その他事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

3. 電気通信主任技術者の選任及び解任

電気通信事業法

第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(総務省令：電気通信主任技術者規則第三条、第三条の二、第四条)

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信事業法第四十五条第一項に基づき電気通信主任技術者を選任したときには、同条第二項に基づく「選任又は解任届出書」を作成し、総務大臣に届け出なければならない。(届出窓口は、総合通信局等)

地方総合通信局長等は、当該届出書の記載事項に不備がないと認められる場合、選任又は解任の届出書を受理する。

) 必要書類

電気通信主任技術者規則第四条に定められた書類

- ・ 電気通信主任技術者選任又は解任届出書（ ）に該当する場合は配置報告書）

) 選任の範囲

電気通信主任技術者の選任については、電気通信主任技術者規則第三条に基づき、次の表の事業場ごとに、それぞれ当該事業所に常に勤務する者であって、同表に掲げる資格者証の交付を受けている者の

うちから行うこととなっている。

事業場	資格
1 電気通信設備（線路設備及びこれに附属する設備を除く。）を直接に管理する事業場	伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
2 線路設備及びこれに附属する設備を直接に管理する事業場	線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

）電気通信主任技術者の選任を要しない場合

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者であっても、次の要件に合致する場合は、電気通信主任技術者を選任する必要はないこととしている。

- a) 事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区及び政令指定都市にあっては、区とする。）の区域にあること
- b) 当該区域における利用者の数が三万未満であること
- c) 一定の業務経験又は同等以上の能力を有すると認められる者が配置されていること
（例：大学・高等専門学校の電気通信工学科等を卒業し、事業用電気通信設備の運用等について一定期間の業務経験を有する者等）

なお、「電気通信主任技術者選任の範囲を定める件（昭和六十年総務省告示第二百三十一号）」により、次の各号に適合する場合は、当該事業場を直接統括する事業場において電気通信主任技術者を選任し、又は他の事業場の電気通信主任技術者に当該事業場において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。また、電気通信主任技術者の国籍に関する要件はない。

- a) 当該事業場を直接統括する事業場において選任される電気通信主任技術者又は当該事業場の電気通信主任技術者を兼ねることとなる者（以下「兼務主任技術者等」という。）が常に勤務する事業場から速やかに到達できること。
- b) 当該事業場において直接に管理される電気通信設備に障害が生じた場合には、予備設備への切り換え等の災害防止のための応急措置が直ちに行われること。
- c) 当該事業場に係る電気通信設備の工事、維持及び運用上必要な事項が兼務主任技術者等に容易に連絡できるよう措置されていること。
- d) 当該事業場の電気通信設備の巡視、点検及び検査の結果が兼務主任技術者等に報告されること。
- e) その他、当該事業場が兼務主任技術者等による監督で支障のないように措置されていること。

4. 端末設備等の接続の技術的条件

電気通信事業法

第五十二条 電気通信事業者は、利用者から端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条及び第七十条において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第六十九条において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- 二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
- 三 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(総務省令：(前段)端末設備等規則、(後段)電気通信事業法施行規則第三十一条、第三十一条の二)

第七十条 電気通信事業者は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者からその電気通信設備(端末設備以外のものに限る。以下「**自営電気通信設備**」という。)をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができない。

- 一 その自営電気通信設備の接続が、総務省令で定める技術基準(当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。)に適合しないとき。

(略)

(総務省令：端末設備等規則)

1. 技術的条件の認可の手続

端末設備の接続の技術基準は国が定めることとなっているが、技術基準を一義的に定めることが適当でない場合には、電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて技術的条件を定める。

技術的条件を定める場合とは、次のいずれかの項目に該当する場合である。

-) 技術開発、国際標準化等の動向により短期間で条件が変更されると想定される場合
-) 電気通信事業者により、サービス内容が頻繁に変更・追加となることが想定される場合
-) 市場規模が小さく、今後利用者の大幅な増加が見込まれない場合
-) 複数の電気通信事業者が提供していないサービスの場合

技術的条件の認可の申請に当たっては、電気通信事業法施行規則第三十条に基づき申請書(様式第二十三)にその案を添えて提出する。

2. 審査

総務大臣は、技術的条件の認可の申請に対して、電気通信事業法第五十二条第二項の事項が満たされる場合に認可を与える。

- 1) 標準処理期間
二か月

・電気通信番号指定の申請

(関係総務省令：電気通信番号規則第十五条)

1. 電気通信番号の指定の手続

電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、次の書類を提出する必要がある。

- 1) 申請書(電気通信番号規則様式第一)

(記載事項は次のとおり)

-) 主たる事務所の郵便番号及び住所
-) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
-) 電気通信事業者の登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

2) 添付書類

-) 電気通信番号を必要とする理由
-) 必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み
-) 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画
-) 電気通信番号を管理する方法
-) ネットワーク構成図（他の電気通信事業者との分界点その他電気通信番号を使用する場合に必要な電気通信設備を明示したものをいう。）
-) 電気通信番号規則別表第二に規定する要件を確認できる事項
-) その他電気通信番号の指定のため特に必要な事項

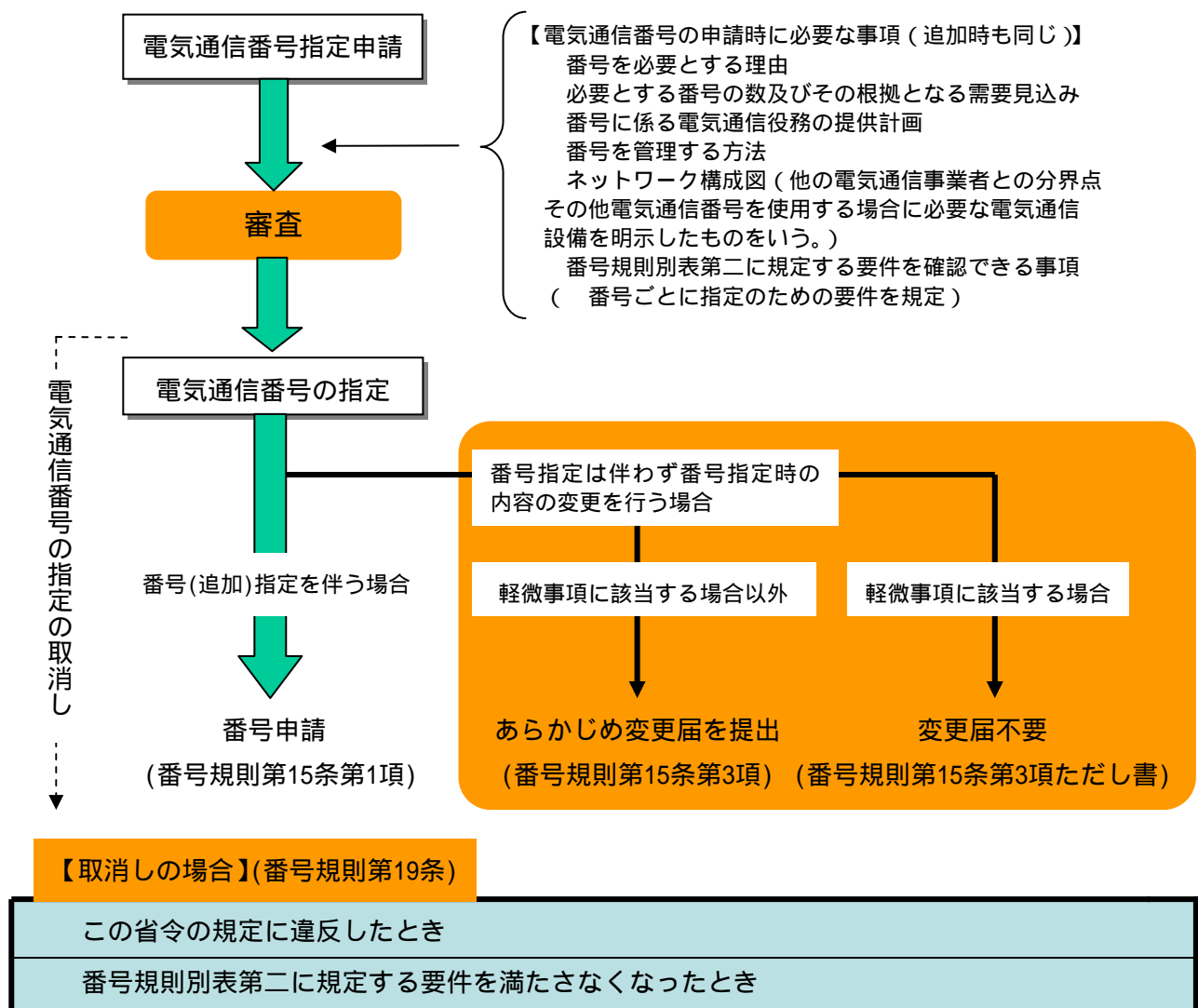
2. 審査

総務大臣は、電気通信事業者からの電気通信番号の申請に対しては、当該申請に係る電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が電気通信番号計画に基づき使用可能であると認めるときは、当該電気通信役務に係る需要に応じるために必要な数の電気通信番号を指定し、電気通信番号指定証を交付する。

1) 標準処理期間

二か月

電気通信番号に関する手続



・消費者保護ルールの遵守

電気通信サービスが国民生活や社会経済活動に必要不可欠となっている一方、情報通信技術の高度化や、サービス内容や料金メニューの多様化により、一般消費者が自己に必要なサービスを適切に選択することが難しくなっている。利用者が電気通信サービスの契約にあたり、安心してサービスを利用できるように、電気通信事業者等は責任をもって、提供条件の説明や苦情等の処理を行う必要がある。

総務省では平成十六年三月に「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を公表している。電気通信分野における消費者保護ルールの詳細についてはそちらを参照ありたい。

(参考) http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040305_6_b1.pdf

1. 事業の休廃止に係る周知

電気通信事業法

第十八条 (略)

2 (略)

3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

(総務省令：電気通信事業法施行規則第十三条)

電気通信事業者が事業又は事業の一部を休止又は廃止しようとするときは、事前に利用者にその旨を周知しなければならない。周知は、あらかじめ相当な期間（約一か月を目途）を置き、利用者が事業の休廃止について確実に認識する方法（書面の送付や電子メールの送付等）で行う必要がある。

2. 提供条件の説明

電気通信事業法

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

(総務省令：電気通信事業法施行規則第二十二條の二の二)

電気通信事業者等が、一般消費者に対して、一般消費者向けサービス提供の契約を行う前に、そのサービス内容等（説明事項）について利用者に説明を行う必要がある。基本的には、説明事項を記載した書面を交付したうえで口頭により説明を行うことが必要であるが、消費者が同意すれば、それに準じる方法で行うことも可能である。

1) 説明事項の説明をする必要がある一般消費者向けサービスの種類は、以下のとおりである。

) 電話及びISDNサービス

- ）携帯電話及び携帯インターネット接続のサービス
 - ）PHS及びPHSインターネット接続のサービス
 - ）インターネット接続サービス
 - ）DSLサービス
 - ）FTTHサービス
 - ）CATVインターネットサービス
 - ）公衆無線LANアクセスサービス
 - ）FWAサービス
 - ）IP電話サービス
- 2) 以下のすべての事項について、説明しなければならない。
- ）電気通信事業者の名称等
 - ）契約代理業者の場合は、契約代理業者である旨及び名称等
 - ）電気通信事業者の問合せ連絡先及び電話窓口の受付時間帯
 - ）契約代理業者の場合は、契約代理業者の問合せ連絡先及び電話窓口の受付時間帯
 - ）電気通信サービスの内容（名称、種類及び利用に係る制限がある場合には、その旨を含む。）
 - ）電気通信サービスの料金
 - ）上記 ）の料金以外に消費者が負担すべき経費があるときは、その内容
 - ）上記 ）及び ）の料金等の無料又は割引キャンペーンの適用があるときは、その期間その他の条件
 - ）消費者からの申出による契約の変更又は解除に関する定めがあるときは、その内容
（（イ）解約期間の制限があるときは、その旨
（ロ）違約金の支払いを要するときは、その旨
（ハ）解約時にレンタルモデム等の返却費用の支払いを要するときは、その内容を含む。）
- 3) 説明の方法は説明事項を記載した書面を交付した上で口頭により説明することが原則であるが、一般消費者が了解したときには、以下の方法によることもできる。
- ）電子メールの送信
 - ）インターネットのウェブページへの表示
 - ）携帯インターネットのウェブページ上への表示
 - ）記録されたCD-ROMの交付
 - ）ダイレクトメール等の広告への表示
 - ）電話により告げる（説明後に書面を交付）

3. 苦情等の処理

電気通信事業法

第二十七条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

電気通信事業者は、一般消費者からの電気通信サービス又はその業務方法についての苦情又は問合せに関して、適切かつ迅速に処理しなければならない。「適切かつ迅速に」処理しているか否かは、提供するサービスの内容や事業者の規模等により、個別具体的に判断されるが、一般的に、例えば

(1) 窓口を設けていない

(2) 窓口を設けていても実際には対応がなされていない場合

等には、「適切かつ迅速に」処理しているとはいえないと考えられる。